

「職業倫理に関する解釈指針」の改正について

2019年9月17日

日本公認会計士協会

新	旧
<p style="text-align: center;">職業倫理に関する解釈指針</p> <p style="text-align: right;">平成22年12月14日 改正 平成24年11月6日 改正 平成27年3月18日 改正 平成30年4月27日 改正 2019年3月19日 <u>最終改正</u> 2019年9月17日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q11 広告</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>A 下記の状況を来さないよう、当該広告の表記を修正することが適切である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 「40分無料」の表記そのものについては、倫理規則注解18(第21条)の一定の水準の専門業務を実施することが困難となることが考えられ、正当な根拠に基づかない低廉な報酬の提示に該当する可能性があり、また、会則第49条(品位の保持)に抵触する可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q31 違法行為対応指針の対象者及び対象業務</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q31-2</p> <p>A 倫理規則における会員は、会則第5条第1項に定める会員(公認会計士、外国公認会計士及び監査法人)及び同条第2項に定める準会員である。したがって、個人会員だけが対象となるわけではない。また、倫理規則注解8では、「この章において、適当でない場合を除き、会計事務所等所属の会員には、会計事務所等が含まれる。会員(監査法人を含む。)は、会計事務所等及び専門要員がこの規則を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、所属する専門要員がこれを遵守するよう監督しなければならない。」と規定されており、会計事務所</p>	<p style="text-align: center;">職業倫理に関する解釈指針</p> <p style="text-align: right;">平成22年12月14日 改正 平成24年11月6日 改正 平成27年3月18日 改正 平成30年4月27日 <u>最終改正</u> 2019年3月19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q11 広告</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>A 下記の状況を来さないよう、当該広告の表記を修正することが適切である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 「40分無料」の表記そのものについては、倫理規則注解18(第21条)の一定の水準の専門業務を実施することが困難となることが考えられ、正当な根拠に基づかない低廉な報酬の提示に該当する可能性があり、また、会則第42条(品位の保持)に抵触する可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q31 違法行為対応指針の対象者及び対象業務</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q31-2</p> <p>A 倫理規則における会員は、会則第4条第2項に定める会員(公認会計士、外国公認会計士及び監査法人)及び同条第3項に定める準会員である。したがって、個人会員だけが対象となるわけではない。また、倫理規則注解8では、「この章において、適当でない場合を除き、会計事務所等所属の会員には、会計事務所等が含まれる。会員(監査法人を含む。)は、会計事務所等及び専門要員がこの規則を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、所属する専門要員がこれを遵守するよう監督しなければならない。」と規定されており、会計事務所</p>

新	旧
<p>等は当該規定に従う必要がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>適 用</p> <p>(省 略)</p> <p>7. 「<u>「職業倫理に関する解釈指針」の改正について</u>」(2019年9月17日)は、2019年の定期総会に <u>おける会則変更の施行の日(2019年10月1日)から適用する。</u></p> <p>以 上</p>	<p>等は当該規定に従う必要がある。</p> <p>(省 略)</p> <p>適 用</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>以 上</p>

以 上

廃止